

令和4年度第1回浜松市環境審議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年8月8日（月） 午後1時30分から午後3時00分
- 2 開催場所 浜松市鴨江分庁舎 2階会議室（※Web会議方式を併用して開催。）
- 3 出席状況

審議会委員

出欠	氏名	所属	備考
○	石川 春乃	静岡理工科大学 理工学部	副会長
○	伊藤 徳江	浜松市消費者団体連絡会	
○	中村 俊哉	常葉大学 健康プロデュース学部	
○	橋本 博行	浜松市自治会連合会	
Web	藤井 康幸	静岡文化芸術大学 文化政策学部	
○	藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部	会長
○	藤森 文臣	遠州自然研究会	
Web	松浦 敏明	静岡県産業廃棄物協会	
Web	山本 真実	浜松医科大学 医学部	
Web	渡邊 記余子	浜松商工会議所	

事務局

所属	出席者氏名
環境部	藤田環境部長、松下環境部参与、山田環境部次長（環境政策課長）
環境政策課	上野専門監（課長補佐）、辻主幹、谷川
ごみ減量推進課	鈴木浩之課長、飯田専門監（課長補佐）、鈴木亨主幹
廃棄物処理課	石原課長、河野専門監（課長補佐）、松本主幹
カーボンニュートラル推進事業本部	鈴木秀幸副本部長

- 4 傍聴者 0名（報道1名を除く）
- 5 議事内容
 - (1) 浜松市環境審議会について
 - (2) 会長・副会長の選任について
 - (3) 審議事項
 - ・住居における物品の堆積による不良な状態（いわゆる「ごみ屋敷」）に関する条例の検討について
 - (4) 報告事項
 - ・浜松市一般廃棄物処理基本計画の令和3年度進捗報告等について
 - ・家庭ごみ有料化に関する検討状況について
- 6 会議録作成者 環境政策課企画調整グループ 谷川
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議記録 有（公開）

1. 開会

2. 挨拶

藤田環境部長 《藤田環境部長挨拶》

3. 委嘱の報告と委員紹介

事務局（山田次長） 今期の審議会では、任期満了に伴う委員改選を行った。引き続き委員をお願いした4名の方と新しく委員をお願いした6名の計10名を選任させていただいている。
改選後1回目の会議となるため、事務局より委員の皆様を紹介する。

《事務局より、各委員について紹介》

本来なら環境部の職員についてもご挨拶するが、会議室の収容人数の関係上、多くの職員がweb会議にて参加している。そのため、各職員の挨拶は省略し、名簿の配布に代えさせていただく。

4. 議事

事務局（山田次長） 本日は審議会委員10名中10名の出席をいただいております。過半数に達しているため、浜松市環境審議会規程第4条第2項により、審議会が成立する。

これからの議事進行については、浜松市環境審議会規程第4条第1項により「会長が会議の議長となる」こととなっているが、今回は委員の改選後最初の審議会であるため、会長選出までの間、事務局で議事の進行を行う。

議事に入る前に会議及び会議録の公開について、確認する。本日の審議会では、個人情報などの非公開情報を審議する予定が無いので、公開審議とすることで良いか。

全委員 (異議なし)

事務局（山田次長） 本日の会議録は事務局で作成し、「浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱」に基づき、発言した委員の名前を記載の上、公開する。

① 浜松市環境審議会について

事務局（山田次長） 始めに、議事①・浜松市環境審議会について、事務局から説明する。

事務局 《資料1-1、資料1-2、資料1-3》に基づき説明》

事務局（山田次長） 只今の説明について、質問はないか。

全委員 (質問なし)

事務局（山田次長） 質問がないようであれば、引き続き、会長・副会長の選任を行う。

② 会長・副会長の選任について

事務局（山田次長） 会長・副会長の選出は、浜松市環境基本条例及び浜松市環境審議会規程により「互選により定める」とされているが、いかがか。

藤森委員 事務局案はあるか。

事務局（山田次長） では、事務局から提案させていただくが、よろしいか。

全委員 （異議なし）

事務局（山田次長） 会長には「藤本忠藏」委員を、副会長には「石川春乃」委員を提案するが、いかがか。

全委員 （異議なし）

事務局（山田次長） 賛同が得られたので、藤本忠藏委員に会長を、石川春乃委員に副会長をお願いする。
藤本委員は会長席へ移動をお願いする。
藤本会長から一言挨拶をお願いする。

藤本会長 <藤本会長挨拶>

事務局（山田次長） ここからの議事進行については、浜松市環境審議会規程第4条第1項に基づき会長に
お願いする。

③ 審議事項 住居における物品の堆積による不良な状態（いわゆる「ごみ屋敷」）に関する条例の 検討について

藤本会長 ③審議事項・住居における物品の堆積による不良な状態（いわゆる「ごみ屋敷」）に
関する条例の検討についてを議題とする。環境政策課に説明をお願いする。

環境政策課 <資料2>に基づき説明

藤本会長 只今の説明について、ご意見・ご質問はないか。

資料の1ページ目にある表1に「相談等を受け付けた課」とあるが、「相談」という
のは、ごみ屋敷所有者による相談か、それとも周辺住民による相談か。

環境政策課 実際に受けたものとしては、周辺住民の方からの相談や、福祉関係の支援団体の方
から相談を受けたケースがある。

松浦委員 資料の4ページにある「条例の対象」に「周辺の生活環境が著しく損なわれている案
件」と記載されている。この対象の場合では、同ページの「基本方針③」に「未然防止
や解消に向けた対策を行う」とあるものの、実際には周辺住民に被害が出ないと対応で
きないということになるのではないか。「周辺の生活環境が……」という文言の前に「本
人または」と追加し、本人の生活環境が著しく悪化しており、その影響が周辺にまで及
ぶ前の場合で支援できるようにした方が良いのでは。

環境政策課 この条例の対象としては「周辺の生活環境」に限定したい。例えば、屋内に色々な物
が堆積しているが、周りの住民に迷惑をかけていない、つまり、悪臭などの発生がなく、
特に危険が発生していない状態について、福祉的な支援は必要と考えられるが、環境部
の観点で何らかの支援を進めていくとするのはなかなか難しいと思われる。なので、「周
辺の方の生活環境が損なわれている」という前提を持った条例を検討している。

藤井委員 2点質問したい。

1点目は、この条例では空家を扱わないということについて、空家と類する住宅の見
極めが非常に難しいと思われるが、どのようにお考えか。それに関連して、資料5ペー
ジ目の図において“事業用地”が“空家”と“住宅”の間に位置しているが、住宅関係

の項目の後に“事業用地”を位置させた方がわかりやすいのではないか。

2点目は、資料4ページ目の「条例の対象」に「悪臭や衛生害虫の発生、通行上・火災等の危険性」とあるが、ここに景観という言葉がない。住居の見苦しさや、その地区の住宅の雰囲気や住宅地の価値に関わるものであり、そういったものが浜松の都市部、うちの大学の近辺も都市部であるが、資料に挙げられた15件にあるような空家で、なかなか強烈なものの目の前を通るのだが、そういったものが景観に該当すると思う。その景観というものが今回の条例の対象から漏れているのであれば加えた方が良いと思うが、どうか。

環境政策課

まず、1点目の空家と住宅の区分けについて、二つの区分けが非常に難しいというのはおっしゃる通りである。空家は、一年以上居住の実態がないことを条件とするが、判断は難しいというのは確かなところである。実際に空家を所管している部署と連携しながら、「これはどうするか」といった形で相談しながら進めていきたいと思っている。

藤本会長

今の回答に関連してお聞きする。説明の中で、空家は空家を対象とした特措法があるためにごみ屋敷に含めないとのことだったが、空家かごみ屋敷かの見極めが難しい場合も漏れなく対応できるか。

環境政策課

両者の見極めを最初に行い、結果として空き家の方で対応できるのであれば空家特措法で、実際に居住がある状況であればごみ屋敷の条例の方で対応する形となる。その上で、対応の漏れがないように関係課と調整を行いたい。

藤本会長

了解した。藤井委員への回答の続きをお願いします。

環境政策課

2点目の景観という言葉の記載については今のところ考えていない。悪臭や衛生害虫は市民の健康被害に関わる部分だが、景観はどうかと考えると判断に迷う部分がある。そのような景観の問題がある場合に指導や勧告、命令といった行政の介入を行って良いものか、非常に難しいと考えている。また、今回の条例の対象となる時点で、景観が悪い状態であることが想定されるため、条例対象となったごみ屋敷の解消が景観の悪さの解消にも繋がると考えている。これらを踏まえ、景観という言葉は今回の資料に記載しなかった。ただ、本日ご意見をいただいたので、改めて検討したい。

藤井委員

空家特措法には「景観を害する」という文言が含まれている。今回、話に挙がっている条例の対象に空家は含まれず、居住中の物件に限るということなので、ストライクゾーンが狭くなってしまっている。そのような考え方も場合によってはあると思うが、是非、景観を含めることをご検討いただきたい。

石川委員

空家対策についてだが、他の自治体でも空家対策特措法についてのチームが加わっていく中で、今の説明では、ソフト、いわゆる支援を重視した対策になっているごみ屋敷の問題とハード面である空家に対処する空家特措法と分けてあると思う。だが、市民にとってこれらは関係なく、全部同じ問題として出てくる問題なのだと思う。資料の1ページに記載された表1の「相談等を受け付けた課」部分で非常に多岐にわたる部局に問合せがあることからわかる。

今、空家が急増する中で、ごみ屋敷の問題も同じように急増し、マニュアルでは不十分だから今後、条例化に向けてその在り方を考えていくということで、是非、対策フローをきちんとご検討いただきたい。問題が空家から始まった場合も、ごみ屋敷から始まった場合も同じように、一元的にご検討いただく仕組みを構築し、その中でごみ屋敷はどのように対処していくかといった対策を講じられる、という包括的なお考えでご検討いただけないかと思う。役所の中では、ごみ屋敷はこちらの部局で、空家はあちらの部

局でとなっても、市民の生活の中では全部一緒になっており、市民視点ではどこに問い合わせたらいいのかわからないという事態が非常に多いと感じた。

まとめると、空家が急増している今、それに対する対応が追いつかないということもあり、1つ目は包括的なご検討を是非お願いしたく、2つ目は項目の明細がこれから多岐にわたっていくことが予想されるため、最初に作った条例でおしまいとするのではなく、定期的な、なるべくこまめな見直しをどのように図るかを条例化に伴って当初から考えておくとうまいかと思う。

藤井委員

先ほどの意見に補足したい。

確認したところ、空家法の特定空家には、景観上の問題があるという項目が入っている。特定空家には4項目あり、景観がそのうちの1項目。それから、衛生、生活環境上、保安上となる。今回のごみ屋敷というのは、住んでいる人がいるということで、本当の空家と人が住んでいるごみ屋敷とでは違いがあると思うが、景観について先ほどの通り、ご検討いただければと思う。

藤本会長

景観を入れた方がよいという意見は、委員の間で共通しているものだと思うが、どうか。

環境政策課

ご意見として検討させていただく。

藤本会長

他に意見はあるか。

ないようであれば、この議題を終了とする。いただいた意見を踏まえて、今後の手続きを進めるよう、願います。

④-1 報告事項 浜松市一般廃棄物処理基本計画の令和3年度進捗報告等について

藤本会長

続いて、報告事項の1つ目、浜松市一般廃棄物処理基本計画の令和3年度進捗報告等について、説明をお願いします。

ごみ減量推進課・
廃棄物処理課

《資料3-1、資料3-2、資料3-3に基づいて説明》

藤本会長

只今の説明について、ご意見・ご質問をお願いします。

石川委員

資料3-2の生活排水処理について、汚水衛生処理率の目標値93.7%に対して、現行の処理率が88.2%とのことだが、この目標値設定は、合併処理浄化槽人口がある程度伸びることを想定しており、本来だったら93.7%を達成できるはずだった、という理解で良いか。

廃棄物処理課

目標値設定段階では、そのような数値で想定していた。だが、最初の設定段階の初年度から差異は生じていた。それが年度を重ねて、同じ形で広がってしまっている。設定当初の考えとしては、おっしゃった通りである。

石川委員

浜松市としては、合併処理浄化槽の利用人口を増やすことで汚水衛生処理率を高めるという方針の下、施策を進めているが、合併処理浄化槽の人口が伸びていないのは、その対策が施策として出来ていなかったからか。

現在、人口そのものが減ってきており、そもそも合併処理浄化槽に転換しなくては行けない地域や、その住環境が目標値設定当初と異なってきていると思われる。つまり、その目標値設定自体が大きく環境が変わってきている今においてそぐわないのではいか。当初設定の93.7%は実際、どれだけ実効を示した値なのか。

- 藤本会長 目標値を設定されたのは、平成 26 年だったか。
- 廃棄物処理課 目標値は平成 26 年に設定した。
当初は、合併処理浄化槽を利用していない地域が多く、それらを合併処理浄化槽にしていくという想定で設定した。施策を進めていく上で、達成率が上がるにつれて、だんだんと目標値に届きにくくなるころはある。周りの環境はそれほど変わっていないと思われる。
- 石川委員 平成 26 年に想定していた目標値設定に達していない理由は、合併処理浄化槽人口が伸びていないからであって、合併処理浄化槽に係る現況は当初のままの状況ということか。
- 廃棄物処理課 合併処理浄化槽に少しずつ変わってはいるが、その人口自体が増えていないために、目標値には達しえないという数値となっている。
- 藤本会長 数値に対する分母（総人口）が変わってきているということで良いか。
- 廃棄物処理課 おっしゃる通り、分母は小さくなってきている。
- 石川委員 次回の見直しはいつになるのか。
- 廃棄物処理課 今回説明した数値は令和 3 年度のものであり、令和 4 年度から改定版となっている。前回のものに対し、改定版は数値を変更している。
- 石川委員 目標値の修正がされているということであれば良いと思う。

④-2 報告事項 家庭ごみ有料化に関する検討状況について

- 藤本会長 続いて、報告事項の 2 つ目、家庭ごみ有料化に関する検討状況について、ごみ減量推進課から説明をお願いします。
- ごみ減量推進課 ≪資料 4-1、資料 4-2 に基づいて説明≫
- 藤本会長 只今の説明について、ご意見・ご質問をお願いします。
- 全委員 (意見なし)
- 藤本会長 特に意見がないようであれば、以上で全ての議事を終了とする。全体を通して、ご意見・ご質問はあるか。
- 全委員 (意見なし)
- 藤本会長 特にないので、進行を事務局へお返しする。

5. 閉会

- 事務局（山田次長） 本日は、皆様のご協力により、スムーズな運営ができた。また、貴重なご意見を賜わりお礼申し上げます。以上で本日の環境審議会を終了とする。